

Q2 法律で解雇理由として禁止されているものとは何ですか？

a

法律では次のことを理由として労働者を解雇することを禁止しています。

- ① 国籍、信条、社会的身分を理由とする解雇（労働基準法第3条）
- ② 労働者が労働基準監督署へ申告（相談など）をしたことを理由とする解雇（労働基準法第104条）
- ③ 労働組合の組合員であること、労働組合の正当な行為をしたことなどを理由とする解雇（労働組合法第7条）
- ④ 女性であること、あるいは女性が婚姻、妊娠、出産したこと、産前・産後の休業をしたことを理由とする解雇（男女雇用機会均等法第8条）
- ⑤ 育児休業の申し出をしたこと、又は育児休業をしたことを理由とする解雇（育児・介護休業法第10条）
- ⑥ 介護休業の申し出をしたこと、又は介護休業をしたことを理由とする解雇（育児・介護休業法第16条）